



# 宮崎県公報

平成20年5月19日(月曜日) 第1982号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 告示

- 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱……………(管理課) 1
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(3件)……………( " ) 3

### 公告

- 土地改良区の定款変更の認可(2件)……………(農村整備課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更……………( " ) 4

### 公安委員会規則

- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………4
- 宮崎県公安委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則……………5

### 公安委員会告示

- 宮崎県公安委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示……………5

### 監査委員告示

- 宮崎県監査事務局の組織に関する規程の一部を改正する告示……………6

## 告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱をここに公表する。

平成二十年五月十九日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県告示第百六十九号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱

#### (趣旨)

第一条 この告示は、宮崎県財務規則(昭和三十九年宮崎県規則第一号)第百十九條第一項、第百二十二條第二項及び第百三十二條の規定に基づき、県が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務の契約に係る入札に参加する者に必要な資格その他必要な事項について定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建設業者 建設業法(昭和二十四年法律第五号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する建設業者をいう。
- 二 測量業者 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者をいう。
- 三 建設コンサルタント 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号。以下「前払金保証事業法」という。)第十九條第三号に規定する建設コンサルタントで建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)第二条第一項の登録を受けている者をいう。
- 四 地質調査業者 地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)第二条第一項の登録を受けている者をいう。
- 五 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第七百四十一号)第二条第一項の登録を受けている者をいう。

- 六 建築設計業者 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十二條第一項の登録を受けている者をいう。
  - 七 建設業者等 建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント及び建築設計業者をいう。
  - 八 建設工事 法第二条第一項に規定する建設工事をいう。
  - 九 測量 測量法第三条に規定する測量をいう。
  - 十 建設コンサルタント業務 前払金保証事業法第十九條第三号に規定する建設コンサルタントの業務をいう。
  - 十一 地質調査業務 地質調査業者登録規程第二条第一項に規定する地質調査業務をいう。
  - 十二 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程第二条第一項に規定する補償コンサルタントの業務をいう。
  - 十三 建築設計業務 建築士法第十二條第一項に規定する設計等の業務をいう。
  - 十四 建設工事等 建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務をいう。
- (入札参加者の資格)

第三条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる者でないこと。
  - ア 第二条第七号の建設業者等でない者
  - イ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に該当する者
  - ウ 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る徴収金に未納がある者
  - エ 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者
- 二 建設工事にあつては知事が別に定める審査基準日を対象とする法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値の通知を受けた者であること。

#### (入札参加資格審査の実施)

第四条 入札参加資格の審査は、一年に一回定期に行うものとし、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年宮

崎県規則第六十九号)第二条第五号に規定する特定調達契約の締結が見込まれるとき又は知事が特に必要と認めるときは、随時に行うものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第五条 前条の審査を受けようとする者は、知事が別に定める入札参加資格申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を知事に提出しなければならない。

(申請書の提出期間)

第六条 前条の規定による申請書等の提出は、知事が別に定める期間中に行わなければならない。

(入札参加資格審査及び名簿登載)

第七条 知事は、第五条の規定により申請書等の提出を受けたときは、第十三条に規定する審査会の審査を経て、入札参加資格を認定するものとする。

2 別表第一に掲げる建設工事に係る入札参加資格の認定に当たっては、建設工事の種類ごとに、発注の標準となる建設工事の金額の区分に対応して定める同表に掲げる等級区分に応じた格付を行うものとし、その方法については別に定める。

3 知事は、第一項の規定により入札参加資格の認定をし、又はしなかったときは、速やかにその旨(前項に規定する格付を行った場合にあつては当該格付を含む。)を本人に通知するものとする。

4 知事は、第一項の規定により入札参加資格の認定をした者(以下「有資格業者」という。)については、その商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を建設業者等有資格業者名簿(以下「名簿」という。)に登載するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第八条 前条第一項の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格が認定された日から次期の定期的入札参加資格の審査に基づく認定の日の前日までとする。

(変更等の届出)

第九条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 主たる営業所の所在地、商号若しくは名称又は氏名(法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名)に変更があつたとき。

二 業務の一部若しくは全部を中止し、又は廃止したとき。

三 県内に営業所(主たる営業所を除く。以下この号において同じ。)を設置し、県内の営業所を廃止し、又は県内の営業所の所在地を変更したとき。

2 知事許可業者(宮崎県知事の許可を受けた建設業者をいう。)又は大臣本店許可業者(国土交通大臣の許可を受けた建設業者で県内に本店を有する者をいう。)が法第十一条第一項、第三項若しくは第五項の規定による変更等の届出又は法第十二条の規定による廃業等の届出を行ったときは、前項の規定による届出を行ったものとみなす。

(入札参加資格停止)

第十条 有資格業者の入札参加資格停止(知事が別に定める期間入札への参加資格を停止することをいう。)に関する取扱いについては、別に定めるところによる。

(資格の取消し)

第十一条 知事は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条に規定する審査会の審査を経て、入札参加資格の認定を取り消すものとする。ただし、第三条第一号アに該当するに至ったときは、審査会の審査を要しない。

一 第三条第一号ア又はイに該当するに至ったとき。

二 虚偽又は不正な方法により入札参加資格の認定を受けたことが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定により入札参加資格の認定を取り消したときは、その旨を本人に通知するものとする。ただし、第三条第一号アに該当するに至ったときは、この限りでない。

(共同企業体の取扱い)

第十二条 共同企業体の入札参加資格に関する取扱いについては、別に定めるところによる。

第十三条 次に掲げる事項を審査するため入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)を置く。

一 第七条第一項に規定する資格の認定

二 第十一条第一項に規定する資格の取消し(第三条第一号アに該当する場合を除く。)

三 その他知事が特に必要と認める事項

(審査会の組織)

第十四条 審査会は、会長及び審査員十人で組織する。

2 会長は、副知事をもって充てる。

3 審査員は、別表第二の職にある者をもって充てる。

4 別表第二の職にある者のうち部長又は課長が審査会に出席できないときは、次長又は課長補佐がそれぞれ代理して出席できるものとする。

(会長の権限)

第十五条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した審査員がその職務を代行する。

(審査会の会議)

第十六条 審査会は、会長が必要の都度招集する。

2 審査会の会議は、審査員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した審査員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、議事の決定に際し必要が生じたときは、関係職員の出席を求めることができる。

5 審査会の会議は、公開しない。

(会議の特例)

第十七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、過半数以上の審査員による書面審議をもって会議に代えることができる。

一 事案が特に急処を要し、会議を招集することが困難な場合

二 事案が軽易で会議を開催する必要のない場合

(庶務)

第十八条 審査会の庶務は、県土整備部管理課において処理する。

(その他)

第十九条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成八年宮崎県告示第五百二十号。以下「

「一般要綱」という。)

11 県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成十六年宮崎県告示第百五十九号。以下「指名要綱」という。)

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に一般要綱及び指名要綱の規定によりされている手続その他の行為は、この告示の相応規定によりされたものとみなす。

別表第一(第七条関係)

Table with 6 columns: 事業区分, 種 A 種, A 種, B 種, C 種, D 種. Rows include 建設工事, 建設工事, 建設工事, 建設工事, 建設工事.

別表第二(第十四条関係)

- 環境森林部長
農政水産部長
県土整備部長
環境森林課長
森林整備課長
農政企画課長
農村計画課長
管理課長
技術企画課長
総務課長

宮崎県告示第 370号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月19日から平成20年 6 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区 間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Rows for 国道 3 88号.

宮崎県告示第 371号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月19日から平成20年 6 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区 間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Rows for 国道 4 46号.

宮崎県告示第 372号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月19日から平成20年 6 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区 間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Rows for 国道 4 48号.

宮崎県告示第 373号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月19日から平成20年 6 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 5 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区 間, 供用開始の期日. Row for 国道 3 東臼杵郡美.

88号	郷町南郷区 鬼神野字下 弓弦葉1654 番1地先か ら同郡同町 同区鬼神野 字弓弦葉16 38番3地先 まで
-----	--

宮崎県告示第 374号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月19日から平成20年 6 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 46号	日向市東郷 町下三ヶ字 黒松1695番 1地先から 同市同町下 三ヶ字田口 原1586番42 地先まで	平成20年 5 月19日

宮崎県告示第 375号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月19日から平成20年 6 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 大納字中ノ 谷1419番 8 地先から同 市同大字同 字1419番 8 地先まで	平成20年 5 月19日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、新木土地改良区（宮崎市）から平成20年 4 月 8 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年 5 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）から平成20年 4 月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年 5 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、狭野地区県営土地改良事業（高原町、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成20年 5 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間  
平成20年 5 月19日から平成20年 6 月16日まで
- 縦覧場所  
高原町役場農政畜産課内

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月十九日

宮崎県公安委員会委員長 田代 知代

宮崎県公安委員会規則第三号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和三十五年宮崎県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「歩行者専用」の下に「並びに当該規制にかかわる「指定方向外進行禁止」」を加え、同号キ)を次のように改める。

ア) 勾留状、収監状、裁判官の発する令状、裁判所又は裁判官の発する判決等の執行

第四条第一項第三号キ)中「又は」の下に「電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）に基づき」を加える。

第四条第一項第五号サ)を次のように改める。

ア) 勾留状、収監状、裁判官の発する令状、裁判所又は裁判官の発する判決等の執行

第四条第一項第五号サ)中「又は」の下に「電気通信事業法に基づき」を加える。

第十条の二第一号の表中「第四十八条の八第二項」を「第四十八条の十四第二項」に改め、「自転車専用道路」の下に「又は自転車歩行者専用道路」を加える。

別表第三中

「一般国道二百二十号	宮崎市源藤町字葉山二百四十八番一から日南市油津二百五番一十四まで
------------	----------------------------------

を



一般国道二百二十号	宮崎市源藤町字葉山二百四十八番一から日南市油津二丁目五番二十四まで
一般国道二百二十号	宮崎市大字折生迫字狩行司五千六百三十一番四先から宮崎市大字内海字町千百三十三番二先まで

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県公安委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則をここに公布する。

平成二十年五月十九日

宮崎県公安委員会委員長 田代 知代

宮崎県公安委員会規則第四号

宮崎県公安委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則 (趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。)	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三は

ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの	たごとにコンマによって区切ることも、小数点を表す中点はヒリオドに改めるものとする。)
イ 熟語の一部として用いられているもの	
ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。)	
オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの	
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ッ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」若しくは「ッ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、公安委員会が定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、公安委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示をここに公表する。

平成二十年五月十九日

宮崎県公安委員会委員長 田代 知代

宮崎県公安委員会告示第六十一号

宮崎県公安委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示 (趣旨)

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示に

おける上方は改正後告示における左方とする。

一 改正後告示における文字 (符号を含む。以下同じ。) の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表 (別表を含む。以下同じ。) 及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 一の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
四 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
五 漢数字 (次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの (十、百及び千を除く。) オ 一の項から三の項までに定めるもの	アラビア数字 (漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はドリオドに改めるものとする。)
六 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
七 左 (文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
八 左記	下記
九 右 (文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「エ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ッ」	それぞれ「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ヤ」、「エ」若しくは「ヨ」又は「ッ」若しくは「ッ」

2 前項の表三の項、四の項及び七の項から十の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でない認められるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

## 監査委員告示

宮崎県監査事務局長の組織に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年五月十九日

宮崎県監査委員

### 宮崎県監査委員告示第一号

#### 宮崎県監査事務局長の組織に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県監査事務局長の組織に関する規程 (昭和五十二年宮崎県監査委員告示第一号) の一部を次のように改正する。

第三条の表監査第一課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 財政健全化審査に関すること。

第三条の表監査第二課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 公営企業の経営健全化審査に関すること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。